

(仮称) 行田市障がい者差別解消条例 検討の経緯について

資料 3

1. 法律と条例の違いについて

- 法律・・・日本国内どこでも、誰に対しても、状況が異なっても平等に適用されるルール
- 条例・・・地方公共団体が法律とは別に定める、地方公共団体の域内のみで有効なルール
→法の規程を上乗せしたり、法とは別の規程を設けることで、法を補完する

2. 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

- 障害者差別解消法（平成 25 年法律第 65 号）概要 ※別添資料 4
- 障害者差別解消法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号）概要 ※別添資料 5

3. 行田市における経緯

- (1) 行田市障害者ネットワーク（会長：田島幸夫）より、令和元年 12 月 19 日付「障害者差別解消にむけての要望書」の提出
⇒条例制定に向けた情報収集、当事者団体との意見交換等を開始。
- (2) 令和 2 年 8 月 5 日、行田市障がい者ネットワーク（代表：渡辺真一）が市議会へ条例策定に向けた請願を提出 ※別添資料 6
⇒ 9 月議会で賛成多数により採択
- (3) 「令和 2 年障がい者差別についてのアンケート」を実施し、市内の障がい者差別について実態を調査 ※別添資料 7・8・9
- (4) 第 1 回（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会を開催（本日）